# うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱のポイント

### 1. 定義について (第2条)

- (1) 循環資源 次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。
- ア 廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第2条第1 項に規定する廃棄物をいう。)
- イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(アに掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)

### ○考え方

- ・循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第3項の規定「この法律に おいて『循環資源』とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。」と同義です。
  - → 廃棄物処理法上の廃棄物のほか、使用済物品、収集・回収物品、人の活動に伴い副次的 に得られた物品・副産物について、有価物であるか否かに関わらず「廃棄物等」と捉え、 それらのうち循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるもの(=有用なもの)が対 象となります。
- ・廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第3項の特別管理一般廃棄物及び同条第5項の特別管理 産業廃棄物については、要綱別表「うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準」において 安全性への配慮について厳しい基準を設定していることから、廃棄物処理法を遵守し適正な 処理により製造された製品であって、要綱別表に定める基準に適合することを要件として安 全性を確保した上で、原材料としての使用を認めることとしています。
  - ※特別管理廃棄物 ~爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものをいい、排出の段階から処理されるまでの間、常に注意して取り扱わなければならないものとして、他の廃棄物より厳しい処理体系が定められており、処理業の許可も別のものとなっている。

### (特別管理産業廃棄物の例)

- 爆発性産業廃棄物 (廃油類)
  - ~揮発性油、灯油類、軽油類の廃油 (タールピッチ類を除く)
- ・腐食性産業廃棄物(廃酸・廃アルカリ)
  - ~①pH 2.0 以下の強酸廃液、②pH 12.5 以上の強アルカリ廃液
- · 感染性產業廃棄物
  - ~血液や使用済みの注射針等感染性病原体を含むか又はそのおそれのある廃棄物
- ・特定有害産業廃棄物 ~廃PCB、その他PCB汚染廃棄物
- (2) 循環資源利用製品循環資源を原材料の全部又は一部として製造された製品のうち、品質等が均一であるものをいう。

#### ○考え方

・循環資源の利用方法(再使用、再生利用)のうち、「再生利用(リサイクル)」により製造された製品を対象としています。

#### ※再使用(リユース)

- ~循環資源の全部又は一部をそのまま繰り返して使うもので、修理を行ってこれを使用する ことを含む。
  - (例) 中古車、古書、中古CD、リターナブルびん、生産ラインに再投入される複写機、 レンズ付きフィルム等の部品など

#### ※再生利用(リサイクル)

- ~循環資源の全部又は一部を原材料として利用するもの。
  - (例) 使用済ペットボトルの繊維原料としての利用、廃家電製品から取り外した鉄くずの 製鉄原料としての利用、建築廃材や端材のエクステリア製品等としての利用等
- ・循環資源に何ら手を加えないものや、単に破砕処理をして粒度調整した程度のもの(木くずを破砕したチップ等)はここでいう「製造された製品」には当たらず、対象としていません。
- ・製品の品質、安全性等が一定していなければ、認定時と異なる品質等の製品が流通するおそれがあるため、「品質等が均一であるもの」を対象としています。

## 2. 認定要件について (第3条)

(1) 県内に事業所を有する者により、主として県内で発生する循環資源を利用し、製造されたものであること。

### ○考え方

- ・本制度は、県内で発生する廃棄物等の有効利用による地域内循環、地産地消を目指すものであることから、主として県内で発生する循環資源を利用することとしています。 なお、県の廃棄物処理計画では、産業廃棄物を県内で処理する場合には県内物の処理を優先することとしています。
- ・原材料として用いる循環資源のうち、県内排出分を県外排出分以上に用いていることを原則 としますが、循環資源自体の流通実態により、県外排出分を多く用いることがやむを得ない と特に認める場合は対象とすることとします。
- ・本制度は、県内リサイクル産業の育成を目的の一つとしており、県内に事業所を有する者であることを要件としていますが、県内に事業所を有する者により、主として県内で発生する 循環資源を利用したものであれば、県外で製造される場合も含まれることとしています。
- ・製造を他の事業者に委託している製品についても認定対象となりますが、委託者(申請者) が本製品の製造に関しての責任・管理体制を持っていることが必要です。 単に販売を引き受けている事業者(販売代理店等)については、本認定制度の申請者にはなれません。

#### (2) 廃棄物等の有効利用及び減量化に資するものであること。

### ○考え方

- ・認定製品が、廃棄物等の有効利用及び減量化に寄与していることが必要であり、さらに、当 該製品が使用済みとなった場合においても、再び有効利用と減量化に努めることを求めてい ます。
- ・使用済み後に、再び循環資源へ再生利用できるような製品設計や再生する体制を整えること、 製品に対して再生利用に関する表示や取扱説明書を貼付したりすることなどがこの要件に含

#### まれます。

- (例) ①製品設計:分別し易い構造、同一材質による部品類、異物異材質の未混入など
  - ②再生の体制:廃棄物処理法に基づく広域処理認定による自己製品の回収・リサイク ルルートの構築など
  - ③表示や取扱説明書:分別方法、材質に関する情報、再生利用方法など
- (3) 環境への負荷の低減についての十分な配慮その他環境保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造されたものであること。

#### ○考え方

- ・環境汚染防止のための法令等(大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭など)を遵守しているなど環境保全のために必要な措置が講じられている事業所であることを要件としており、県が現地調査等により確認するものとしています。
- ・廃棄物処理法の処理業や施設の許可を取得していないなど、環境関連法令に基づく必要な手 続がされていない場合は、当該要件に適合しないこととなり、認定できません。
- (4) 申請時において既に県内で販売されていること又は申請の日から6月以内に県内で販売されることが確実であること。

#### ○考え方

- ・認定製品を県が優先的な使用に配慮し、県民への普及を図ることとしており、また、地産地 消の視点からも県内で販売されることを要件としています。
- ・研究段階のものは認定の対象とはならず、少なくとも申請の日から6月以内に県内で販売されることが確実であることとしています。
- ・更新申請においては、従前の認定期間における販売実績があることが必要です。
- (5) 別表に定めるうつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準(以下「品質基準」という。) に適合していること。

#### ○考え方

- ・安全性、品質等に問題のないものを認定する必要があることから、別表のとおり「安全性への配慮」「規格等」「循環資源の配合率」に関する基準を設定し、当該基準に適合することを要件としています。
- ・安全性については、環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」等に適合すること、 品質については J I S 規格(日本産業規格)等、一般に認知された規格等に適合することを 確認し、製品の使用に問題のないものを認定することとしています。

### (参考) うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準について

### 【1】安全性への配慮

- (1)環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に 係る環境基準
- ・土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準並びにその達成期間等について定めたものです。
- ・項目(カドミウム、全シアン、有機燐など)毎に環境上の条件(検液中に検出される量)及び

測定方法が定められています。

- (2) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準
- ・ダイオキシン類による(大気の汚染、水質の汚濁及び)土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準並びにその達成期間等について定めたものです。
- ・土壌について、基準値(1,000pg-TEQ/g以下)、測定方法が定められています。
  - (3) 福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成2年4月1日福島県保健環境部制定)第6条 第3項の規定に基づく水素イオン濃度の分析試験の方法により、水素指数が5.8以 上8.6以下であること。
- ・福島県産業廃棄物処理指導要綱第6条第3項の規定に基づく水素イオン濃度の分析試験の方法を要求しています。
  - 2 その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること。
- ・建築資材については建築基準法、たい肥については肥料の品質の確保等に関する法律等の法 令等を遵守することとしています。
- ・たい肥等についてはその用途が、「福島県農林業有機性資源循環利用計画」(平成15年3月 福島県農林水産部策定)において定めた、「重金属の蓄積を防止するための有機物等の施用指 針」に配慮したものである必要があります。

### 【2】規格等

- 1 JIS規格
  - ・産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。JI S規格では、規格の適用範囲、種類、品質、製造方法、試験方法、検査方法、表示、報告等 について定めています。
- 2 JAS規格
  - ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第3条の日本農林規格をいう。飲食料品や木質建材等の品質と表示について定めており、農林水産大臣が制定した日本農林規格(JAS 規格)による検査に合格した製品にJASマークを付けることを認める、日本農林規格(JAS 規格)制度があります。
- 3 「エコマーク商品認定基準」
  - ・公益財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準を言います。商品類型毎に、 環境に関する基準、品質に関する基準、認定基準への適合の証明方法等について定めてお り、リサイクル製品の場合は、再生材の使用割合等が定められています。

### 【3】循環資源の配合率

- 1 「うつくしまグリーン購入ガイドライン」
  - ・うつくしまグリーン購入実施要綱(平成13年4月1日福島県出納局制定)別冊「うつくしまグリーン購入ガイドライン(特定調達品目と判断基準等)」を言います。

# ※「うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準」の適合状況の証明について

- ・うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準に掲げる基準等に適合していることを証明する公的な検査機関等の検査データ(自社の検査データで審査会が適当と認めるものも可とする。)を提出することとしています。この場合、試験方法についても明らかにする必要があります。
- ・公的な規格の認定等を受けている製品については、認定等を受けていることを証明する書類 を提出することとしています。
- ・認定審査において、品質基準に疑問な点がある場合には、追加書類の提出や試験検査の実施 を求めることがあり、また、これらの確認ができない場合には、認定を保留することもあり ます。